

避難者訴訟 第26回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第26回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第26回口頭弁論：10月11日（水）13：30から

2017年10月11日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 早川篤雄 外34名（第1次提訴分）＋國分富夫 外185名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分）＋110名（第5次提訴分）＋10名（第6次提訴分）その後死亡原告2名とその承継者を検討して、合計597名
被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告： ・188世帯（15世帯＋62世帯＋35世帯＋35世帯＋38世帯＋3世帯）
・第1陣原告分 原告人数 77世帯・221名
・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金●円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の間人らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし, 本件は, 訴訟提起以来, 時間が経過し, 被害者の救済は待たなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため, 請求項目は, 最終的に, 自宅不動産, 家財, 慰謝料に絞っている。

(2) 損害賠償請求の項目

① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

500 m²未満の場合, 避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) または, 1368万8000円 (フラット35) のうち, いずれか大きい方。

500 m²以上の場合, 500 m²×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) + (従前の宅地面積 - 500 m²) × (1 m²当たりの固定資産税評価額×1.43) の式によって得られる額

[建物]

フラット35 (2238万円) + (従前の床面積 - 115.3 m²) × 平成23年度の平均新築単価 (15万8800円) の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に, 家族構成ごとによって算定される賠償額。

② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円を請求する。

③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円を請求する。

第2 第26回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第26回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

当訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次、第2次提訴原告までを第1陣、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

第26回口頭弁論は、原告を第2次提訴までの一団を第一陣原告団として、第3次提訴以降第6次提訴までの分を第二陣原告団として分離し、第1陣原告団を結審する日（第一陣原告団について、第3段階に入る）、と位置づけられます。

これまで、第25回口頭弁論までは次のことをしてきました。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、第24回口頭弁論まで、第2次提訴原告についてほぼ1世帯について1人という尋問を実施してきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、いわき市の仮設住宅、広野町、楡葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町、川俣町山木屋地区について、現場検証も行われました。この11月の検証は、第2陣に関わる内容です。

さらに2017年3月22日の第22回口頭弁論においては、除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

6月21日の第24回口頭弁論をもって、原告側の第1陣訴訟に関する立証が全て終了しました（第25回口頭弁論は、第2陣の主張をしました。）。

2 第26回の流れ

第26回は、トータル約3時間の予定で、最終準備書面の提出に伴う意見陳述を行います。

弁護団から10名が、原告団から3名が、本件の判決にあたっての裁判所が検討すべき諸論点について、それぞれ意見を述べます。そして、残る主張書面の陳述と、証拠の取り調べを行い、第1陣原告団の訴訟が結審することになります。

法廷終了後は、第2陣訴訟の今後のスケジュールの確認打ち合わせのため、原告団代表と弁護団が参加しての進行協議が行われます。

時間としては、午後1時半に開始し、午後4時半までには終了。法廷終了後進行協議を行う予定で、全体が終了するのは午後5時頃と思われます。

3 第2陣原告第1回法廷以降など

2017年12月6日（水）午前10時開始を予定しています。

この日は第2陣原告について立証（本人尋問3名）を行います。

第1陣は、2018年3月22日が判決日として指定される予定です。

第3 本件事件及び結審・判決の意義

1 本件避難者訴訟の特徴

・1世帯1名を除き、その他の原告は、国による強制的避難地域から避難を強制された原告である

➡被害がとても大きい。

➡東電の「安全神話」をもっとも熱心に聞かされてきた人たちであり、「裏切られた感」が非常に強い。

・被害の訴えは、「自宅用の不動産」「家財」「避難慰謝料」「ふるさと喪失慰謝料」の4点に絞って、統一の基準に基づく財物賠償請求、統一額の慰謝料の請求としている。

➡人によって苦しみの形態は様々であるが、本件が国策によって進められた原発政策の誤りによって引き起こされた事故である以上、被害者には共通の被害がある。ふるさとを奪われた苦痛、避難の苦痛を受け、自宅を失い新たに自宅を別の場所に確保しなければならなくなったといった被害である。

被害実態に見合った賠償の判決をすることが極めて重要。

- ・福島地裁いわき支部は、原発事故の現場に最も近い裁判所であり、3度にわたって現場検証を行い、基本的に各世帯1名の原告本人から被害の実態を尋問した実績を持つ、充実した審理を行った裁判所である
- ➡避難生活の塗炭の苦しみについて仮設住宅を訪問して見て、避難前の荒れ果てた旧自宅の状況、周辺の街並みを見聞し、それを案内する原告本人たちが裁判官の前で号泣する姿を、その目で見た裁判官たちである。

被害実態を解明できる裁判所であり、そのことが求められている

- ・被告は東電のみである
 - ➡国が被告になっていないので、裁判所が不法行為の適用が安易に排斥され、原賠法に基づく賠償のみ議論される恐れがある。その場合、東電の責任論に関する判断が回避される恐れがある。
しかし、本件の被害は、国だけではなく、東電が原発事故を想定した対策を十分とることが可能であったのにそれをしなかったからこそ起こったもの。東電の法的責任の解明抜きには、結局は東電の賠こと償責任そのものを解明することにもならない。

東電の法的責任をきちんと解明する判決をすることが極めて重要。

2 本件結審日と判決の位置

原発賠償請求訴訟は、前橋・千葉と判決が続き、10日には福島地裁で判決がある。これまでのところ、決して十分とは言えない部分もあるが、被害者の被害について向き合う内容も認められる。

福島地裁いわき支部といういわば「地元」で、福島被害をまっすぐに受け止める判決が出されることは、被害者の被害に真っ当に向き合い、そこから歴史を変えるインパクトを持つ。

本件の裁判所にはそれをぜひ果たしてもらいたい。

また、10月11日の結審弁論は、原告と弁護団が、そのために渾身の訴えをする日となる。この日の訴えと判決の意義を、メディアの方には広く伝えてもらいたい。

以 上